(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
川越市新宿町一丁目二一番一七地先から同市新宿町一丁目二五番六九まで	前	二二・七六～三六・〇二メートル
	後	二二・七六～三七・三五メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

○関東地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	昭島市拝島町二丁目二七三四番一から同市緑町五丁目二九一二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○関東地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十一号	四街道市南波佐間字笹目沢三八二番一八から同市南波佐間字笹目沢三七七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○関東地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十一号	成田市飯仲字六ツ塚三一番八から同市飯仲字六ツ塚二六番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○関東地方整備局告示第百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

別表の指定番号二十一項指定の区分欄中「省令第十五条第1号から第4号まで及び第9号から第14号までに掲げる区分」を「省令第十五条第一号から第六号まで及び第九号から第十四号までに掲げる区分」に、業務区域欄中「埼玉県（川口市、川越市、所沢市、越谷市、さいたま市、草加市、春日部市、狭山市、新座市、三郷市、入間市、富士見市、戸田市、八潮市、朝霞市、蕨市、志木市、和光市、ふじみ野市、三芳町に限る）、千葉県（千葉市、船橋市、松戸市、市川市、柏市、習志野市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市に限る）の区域及び東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県の全域」を「埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の全域」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「イ　本社　東京都新宿区三栄町二十三番地一」を「東京都新宿区三栄町二十三番地一」に、指定をした日欄中「平成二十四年六月一日」を「平成二十六年三月十五日」に改める。

○北陸地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百五十七号及び三百五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
野々市市横宮町二六番一から同市若松町二二三番一まで	前	二〇・〇〇～四一・二〇メートル
	後	一八・二〇～二八・四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十七号及び三百五号	野々市市横宮町五〇番一から同市若松町二二三番一まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○北陸地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹